

## 第104回宍粟市議会臨時会 上程議案等一覧

議案番号	件 名	備 考
第 4 号議案	宍粟市監査委員の選任について	2月8日提出
報告第1号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	2月8日提出

## 第4号議案

### 宍粟市監査委員の選任について

次の者を宍粟市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 [REDACTED]

氏 名 浅 田 雅 昭

生年月日 [REDACTED]

令和4年2月8日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

## 報告第1号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月8日提出

宍粟市長 福元晶三

### 記

#### 1. 山崎文化会館駐車場における車両財物事故の損害賠償

相手方

過失割合 市100%

損害賠償額 27,500円

専決年月日 令和4年1月26日

#### 2. 研修派遣の取止めに伴う指定宿泊施設使用料金に係る損害賠償

相手方 神戸市中央区中山手通4丁目17番13号

兵庫県市町村職員共済組合 ひょうご共済会館

損害賠償額 1,000円

専決年月日 令和4年1月31日



専決第6号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年1月26日

宍粟市長 福元 晶



山崎文化会館駐車場における車両財物事故の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和3年12月1日午前9時30分頃、宍粟市山崎町鹿沢88番1地先の山崎文化会館駐車場において、隣接する本多公園の腐朽した桜の枝が落下したことにより車両ルーフが損傷した事故に係る損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を100%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として、27,500円を支払うものとする。



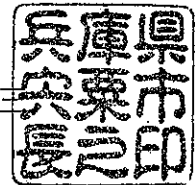
専決第7号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年1月31日

宍粟市長 福元 晶



研修派遣の取止めに伴う指定宿泊施設使用料金に係る損害賠償の額の決定について

新型コロナウイルスの急速な拡大により、兵庫県自治研修所への派遣を取り止めたため、研修期間中に宿泊を予定していた施設へキャンセル料を支払う。

1. 損害賠償の相手方

住所 神戸市中央区中山手通4丁目17番13号

氏名 兵庫県市町村職員共済組合 ひょうご共済会館

2. 和解の要旨

市は、宿泊キャンセル料金として、1,000円を支払うものとする。